



県章

山形県公報

令和元年5月10日(金)
第2号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(置賜総合支庁地域保健福祉課) ……16
- 同……………(同) ……同
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……17
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………(県産米ブランド推進課) ……同
- 種畜証明書の交付……………(畜産振興課) ……26
- 土地改良区の定款変更の認可……………(庄内総合支庁農村計画課) ……同
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定……………(置賜総合支庁西置賜建設総務課) ……同
- 昭和53年10月県告示第1885号(急傾斜地崩壊危険区域の指定)の一部改正……………(砂防・災害対策課) ……同

人事委員会関係

告 示

- 令和元年度山形県職員採用試験(大学卒業程度)の実施……………27
- 令和元年度山形県職員採用試験(高校卒業程度)の実施……………31
- 令和元年度山形県市町村立学校事務職員採用試験の実施……………33

公 告

- 一般競争入札の公告……………(広報広聴推進課) ……35
- 同……………(総務厚生課) ……37
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(環境科学研究センター) ……38
- 令和元年度狩猟免許試験の実施……………(みどり自然課) ……39
- 令和元年度狩猟免許更新に係る適正試験及び講習の実施……………(同) ……40
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(工業技術センター) ……41
- 同……………(高度技術研究開発センター) ……42
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(下水道課) ……同
- 同……………(会計局) ……43
- 同……………(同) ……同
- 令和2年度採用山形県公立学校教員選考試験の実施……………(教育委員会) ……44

告 示

山形県告示第7号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和元年5月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	定 員	指定年月日
株式会社修誠会 米沢市中央三丁目1番48号	しょうがい者就労継続支援 B型事業所「くらら」 米沢市中央三丁目1番48号	就労継続支援（B型）	20名	平成31. 4. 23

山形県告示第8号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和元年5月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	定 員	指定年月日
合同会社ハッピースマイル 東置賜郡高畠町入生田804番地の13	すまいる 東置賜郡高畠町入生田804番地の13	就労継続支援（B型）	20名	令和元. 5. 1

山形県告示第9号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

令和元年5月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社ライフネット	訪問看護ステーションらいふ 酒田市こがね町二丁目23番地の3	訪 問 看 護	平成31. 4. 23

山形県告示第10号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

令和元年5月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社ライフネット	訪問看護ステーションらいふ 酒田市こがね町二丁目23番地の3	介護予防訪問看護	平成31. 4. 23

山形県告示第11号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和元年5月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
ケアサポートひばり有限会社	ケアサポートひばり 酒田市こあら三丁目6番地の18	訪 問 介 護	平成31. 4. 30

山形県告示第12号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和元年5月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
特定非営利活動法人あらた 酒田市東町一丁目15番地の25	障がい者サポートセンターあらた 酒田市東町一丁目15番地の25	就労継続支援（A型）	平成31. 3. 31
特定非営利活動法人あらた 酒田市東町一丁目15番地の25	ジョブセンターあらた 酒田市東町一丁目15番地の25	就 労 移 行 支 援	同

山形県告示第13号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和元年5月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
ケアサポートひばり有限会社 酒田市こあら三丁目6番18	ケアサポートひばり 酒田市こあら三丁目6番18	居 宅 介 護	平成31. 4. 30
ケアサポートひばり有限会社 酒田市こあら三丁目6番18	ケアサポートひばり 酒田市こあら三丁目6番18	重度訪問介護	同

山形県告示第14号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和元年5月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 山形県米穀集荷協同組合
 理事長 滝田 俊一郎
 山形市東籠野町43
- (2) 届出の内容

農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類			変更年月日
変更前	変更後	備考	
高橋 重人 村山市河島山4-9 玄米	同 左	国内産農産物に限る。	平成31年4月18日
鈴木 美由紀 村山市大字湯野沢165 玄米	同 左		
尾崎 彰太郎 尾花沢市大字鶴巻田445 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
渡部 正寛 最上郡最上町大字志茂103 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
大場 宗一 最上郡舟形町長沢1206-2 玄米、大豆、そば	同 左		
後藤 幸平 西置賜郡飯豊町大字萩生992 玄米、大豆、そば	同 左		
後藤 まつ 西置賜郡飯豊町大字萩生992 玄米、大豆、そば	同 左		
長谷部 甚作 長井市成田1747 玄米、大豆、そば	同 左		
城戸口 捷己 山形市大字古館228 玄米	同 左		
庄司 保志 天童市大字山口193 もみ、玄米	同 左		
大泉 貴夫 天童市久野本二丁目2-1 もみ、玄米	同 左		
丹野 正英 西村山郡河北町大字溝延389 もみ、玄米、大豆	同 左		
伊藤 忠一 西村山郡大江町大字小見234 もみ、玄米、大豆、そば	同 左		
井上 信敏 村山市大字河島乙209-1 玄米、大豆、そば	同 左		
森 裕子 村山市楯岡笛田三丁目1-13 玄米、大豆	同 左		

須藤 賢治 村山市大字名取2458 玄米	同 左
植松 伸之 東根市大字長瀬1360 玄米	同 左
黒山 典之 尾花沢市大字丹生312 玄米、大豆、そば	同 左
大崎 剛 尾花沢市大字正厳551 玄米、大豆、そば	同 左
本間 正子 尾花沢市大字野黒沢200 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
国分 政行 尾花沢市大字名木沢83 玄米、大豆、そば	同 左
富樫 利宏 新庄市万場町5-10 玄米、大豆、そば	同 左
柿本 吉雄 新庄市栄町6-2 玄米、大豆、そば	同 左
五十嵐 峰夫 最上郡最上町大字本城46 玄米、大豆、そば	同 左
佐々木 重四郎 最上郡最上町大字向町631 玄米、大豆、そば	同 左
井上 孝一 新庄市金沢2330-1 玄米、大豆、そば	同 左
手塚 昌之 米沢市大字上新田659-2 玄米、大豆、そば	同 左
竹田 正幸 南陽市高梨471-3 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
茂出木 公夫 南陽市竹原2850-4 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
石川 忠良 東置賜郡高畠町大字高畠707-5 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
佐藤 一之 東置賜郡高畠町大字高畠501-1 C-1 玄米、大豆、そば	同 左

淀野 昭仁 東置賜郡川西町大字吉田3383 玄米、大豆	同 左
井上 文典 東置賜郡川西町大字堀金1159-1 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
井上 優子 東置賜郡川西町大字堀金1159-1 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
飯沢 健司 長井市館町南3-1-1 玄米、大豆、そば	同 左
淵田 謙一 鶴岡市藤島字笹花63-2 玄米、大豆	同 左
佐藤 吉男 酒田市大町10-8 もみ、玄米、大豆	同 左
石川 尚 酒田市東中の口町2-4 もみ、玄米、大豆	同 左
小島 行雄 酒田市浜田一丁目2-7 玄米、大豆	同 左
山崎 信一郎 山形市大字松原382-10 もみ、玄米	同 左
吉田 和人 上山市栄町二丁目7-8-7 もみ、玄米	同 左
大津 敏春 東村山郡中山町大字柳沢17 もみ、玄米	同 左
秋葉 一司 東村山郡中山町大字長崎4477 玄米、大豆、そば	同 左
山崎 政彰 西村山郡河北町大字溝延字千苺47-1 玄米、大豆	同 左
設楽 敏英 西村山郡河北町谷地字十二堂2 玄米、大豆、そば	同 左
柴田 七郎兵衛 西村山郡朝日町大字宮宿1026-40 玄米、大豆、そば	同 左
大山 清博 尾花沢市大字丹生1499 玄米	同 左

鈴木 互 尾花沢市禁町二丁目3-7 玄米	同 左	
大類 亮 尾花沢市横町一丁目6-8 玄米	同 左	
星田 政一 尾花沢市大字牛房野549 玄米、そば	同 左	
今野 悦子 北村山郡大石田町大字鷹巣字上北原124 玄米	同 左	
小野寺 智保 最上郡金山町大字金山419 玄米、大豆、そば	同 左	
栗田 勝治 最上郡金山町大字金山409 玄米、大豆、そば	同 左	
高橋 志朗 最上郡舟形町舟形281-5 玄米	同 左	
近岡 秀一 最上郡真室川町大字新町823 玄米	同 左	
我妻 正昭 米沢市大字浅川1212 玄米	同 左	
伊藤 雅幸 東置賜郡川西町大字下奥田1499-4 玄米	同 左	
舟山 一美 西置賜郡小国町大字若山335 玄米	同 左	
富樫 信吉 山形市大字風間1342-10 もみ、玄米	同 左	
高橋 治 天童市大字寺津182 もみ、玄米	同 左	
渡邊 健一 東村山郡山辺町大字大寺411 もみ、玄米	同 左	
工藤 浩 天童市駅西二丁目8-16 サンホワイトB201 玄米、大豆、そば	同 左	

大津 朋洋 東村山郡中山町大字柳沢17 玄米	同 左
佐藤 智之 東根市大字羽入783 玄米	同 左
逸見 弘子 西村山郡河北町西里1348-2 玄米、大豆	同 左
富樫 宏一 新庄市万場町5-10 玄米	同 左
高橋 修 最上郡舟形町長沢1106 玄米	同 左
安喰 昭裕 山形市十日町二丁目3-2 玄米	同 左
鈴木 文明 山形市松山三丁目10-17 ウイン ディア松山A102 そば	同 左
鈴木 亮吉 東根市大字蟹沢341 玄米	同 左
渡辺 貴志 東根市大字東根甲181 玄米、大豆	同 左
井上 なほみ 新庄市金沢2330-1 玄米	同 左
櫻井 卓弥 山形市大字中野216 玄米、大豆	同 左
角屋 晃孝 米沢市泉町二丁目1-70-3 玄米	同 左
渡邊 徹 東村山郡山辺町大字大寺411 玄米	同 左
茂出木 純也 南陽市竹原2850-4 玄米	同 左
淵田 春美 鶴岡市藤島字笹花63-2 玄米、大豆	同 左
佐藤 良平 酒田市小泉字上川原62-内2-2 玄米	同 左

高津 史康 寒河江市南町二丁目5-22 玄米、小麦、大豆	同 左
香曾我部 健 山形市江俣三丁目7-28 玄米	同 左
成原 恵美 西村山郡朝日町大字新宿143-7 玄米	同 左
斉藤 咲恵子 尾花沢市大字名木沢83 玄米	同 左
今野 寿洋 北村山郡大石田町大字鷹巣字上北原124 玄米	同 左
小野寺 賢一 最上郡金山町大字金山419 玄米	同 左
渡部 由里子 最上郡最上町大字志茂103 玄米	同 左
佐々木 和代 山形市北町四丁目6-11-404 玄米	同 左
笹 玲児 新庄市大字飛田1085 玄米	同 左
須賀 正樹 米沢市窪田町藤泉27 玄米	同 左
竹田 幸広 南陽市高梨471-3 玄米	同 左
佐藤 太 東置賜郡高島町大字高島404-1 玄米	同 左
後藤 周一 西置賜郡飯豊町大字萩生992 玄米	同 左
結城 友靖 山形市桧町四丁目1-5 玄米、大豆、そば	同 左
武田 信 山形市大森493 グリーンハウス 大森205 玄米	同 左
福井 晋哉 山形市瀬波三丁目1-28 玄米	同 左

佐藤 健治 山形市みはらしの丘一丁目31-9 玄米	同 左
高橋 彰良 村山市河島山4-9 玄米	同 左
柿本 卓也 新庄市栄町5-3 玄米、大豆、そば	同 左
我妻 正考 米沢市大字浅川1212 玄米、大豆	同 左
井上 元紀 東置賜郡川西町大字堀金1159-1 玄米	同 左
樋口 幹夫 西置賜郡飯豊町大字萩生1500-8 玄米	同 左
淵田 正樹 鶴岡市藤島字笹花63-2 玄米	同 左
石川 直美 酒田市東中の口町2-4 玄米	同 左
小島 隆行 酒田市新橋二丁目1-77 玄米	同 左
佐藤 暁 東田川郡庄内町狩川字西田115-14 玄米	同 左
熊倉 寿 山形市江南一丁目20-6 玄米	同 左
大川 好友 鶴岡市文下字久保田142 玄米	同 左
尾崎 雄大 尾花沢市鶴巻田445 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
松澤 英紀 新庄市金沢2203-1 玄米	同 左
関 陽介 東置賜郡高島町大字馬頭1574 玄米	同 左
	菊池 明博 尾花沢市大字芦沢993 もみ、玄米、小麦、大豆、そば

	國分 宏樹 尾花沢市大字名木沢83 もみ、玄米	
	溝越 清貴 新庄市十日町6395-16 もみ、玄米、大豆、そば	
	沼沢 弘明 最上郡舟形町舟形309-20 玄米	
	鈴木 淳一 長井市泉475-5 玄米	

2 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

有限会社歌丸の里
代表取締役 高石 孝悦
長井市歌丸3766

(2) 届出の内容

農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類			変更年月日
変更前	変更後	備考	
加藤 栄助 長井市今泉512-3 玄米	同 左	国内産農産物に限る。	平成31年4月18日
嶋貫 幸一 長井市時庭722 玄米	同 左		
	鈴木 和幸 長井市河井453 玄米		
	飯澤 尚史 長井市成田1473 玄米		

3 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

庄内・まいふあーむ合同会社
代表社員 齋藤 真
鶴岡市神明町16-40

(2) 届出の内容

農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類			変更年月日
変更前	変更後	備考	
齋藤 真 鶴岡市神明町16-40 玄米、大豆、そば	同 左	国内産農産物に限る。	平成31年4月10日
五十嵐 勝馬 鶴岡市遠賀原字芦原34-1 玄米、大豆、そば			

山形県告示第15号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定により、地方臨時種畜検査に係る種畜証明書を次のとおり交付した。

令和元年5月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

証明書番号	家畜の種類	品 種	名 前	飼 養 者	
				住 所	名 称
11372427792	牛	黒毛和種	照 勝 (全和2018子山形黒1372427792)	新庄市大字鳥越 字一本松1076	山形県農業総合研究センター 畜産試験場

山形県告示第16号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和元年5月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
庄内赤川土地改良区
- 2 事務所の所在地
鶴岡市馬場町7番35号
- 3 認可年月日
平成31年4月19日

山形県告示第17号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路の部分を次のとおり指定した。

令和元年5月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 長井大江線
- 3 指定した道路の部分の区間 長井市本町一丁目1405番2から
同 栄町459番7まで
- 4 指定年月日 令和元年5月10日

山形県告示第18号

昭和53年10月県告示第1885号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部を次のように改正する。

なお、関係図書は、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部河川砂防課において縦覧に供する。

令和元年5月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第2号を次のように改める。

(2) 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から11号までを順次結んだ線及び標柱1号と11号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡 市	町 村	大 字	字	地 番	標 柱 番 号
天 童 市		北目一丁目		48番7	1号
		天 童	城 山	1076番1	2号
		北 目	城 山	983番3	3号
		天 童	城 山	4117番5	4号
				4117番6	5号
				4117番9	6号
				4117番13	7号
		北目一丁目		62番1	8号
				59番7	9号
				55番	10号
				53番	11号

人事委員会関係

告 示

山形県人事委員会告示第1号

令和元年度山形県職員採用試験を次のとおり実施する。

令和元年5月10日

山 形 県 人 事 委 員 会

委 員 長 安 孫 子 俊 彦

- 1 試験の種類
山形県職員採用試験（大学卒業程度）
- 2 試験区分及び採用予定人員
次表のとおりである。

試験区分	採用予定人員	試験区分	採用予定人員
行政	約 45 名	林業	約 5 名
警察行政	約 5 名	水産	若干名
福祉・心理	約 5 名	電気	約 5 名
総合土木	約 10 名	電子	若干名

建築	若干名	機械	若干名
化学	若干名	工業化学	若干名
一般農業（農業）	約10名	農芸化学	若干名
一般農業（畜産）	約5名		

3 試験の程度

大学卒業程度

4 対象となる職

行政職給料表の職務の級1級の職又はこれに相当する職

5 給与

この試験に合格し採用された者が、山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号）の適用を受ける場合の給料は原則として次表のとおりである。このほか、同条例等の定めるところにより諸手当が支給される。

なお、公営企業の管理者が定める職に採用された場合もこれとほぼ同額の給料及び諸手当が支給される。

適用給料表	給料
行政職給料表	1級25号給
研究職給料表※	2級1号給

※ 試験研究又は調査研究業務に従事する場合には研究職給料表が適用される。

6 受験資格

次のいずれかに該当する者。ただし、日本の国籍を有しない者（試験区分「電子」、「工業化学」、「農芸化学」を除く。）及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定に該当する者は受験できない。

(1) 昭和55年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者

(2) 平成10年4月2日以降に生まれた者で次に掲げる者

① 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は令和2年3月31日までに卒業見込みの者

② 人事委員会が①に掲げる者と同等の資格があると認める者

なお、次表左欄に掲げる試験区分については、同表右欄の資格要件を満たす者に限り受験できる。

試験区分	資格要件
福祉・心理	社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条に定める社会福祉主事の任用資格を有する者又は令和2年3月31日までに当該資格を取得する見込みの者

7 試験日、試験種目及び実施する試験区分、試験地、合格者発表

(1) 第1次試験

次表のとおりである。

なお、専門試験の出題分野は、別表のとおりである。

試験日	試験種目及び実施する試験区分		試験地	合格者発表
6月23日（日）	教養試験（多肢選択式）	全試験区分	山形市 東京都	7月3日（水） 合格者の試験区分及び受験番号を山形県庁屋外掲示板に掲示して発表するほか、合格者には書面で通知する。
	専門試験（多肢選択式）			

(2) 第2次試験

次表のとおりである。

試験日	試験種目及び実施する試験区分		試験地	合格者発表
7月13日（土） （予定）	論文試験	全試験区分	山形市	8月中旬 合格者の試験区分及び受験番号を山形県庁屋外掲示板に掲示して発表するほか、第2次試験受験者全員に書面で可否を通知する。
	人物試験（適性検査及び外国語資格調査）			
7月24日（水）～ 8月3日（土）の うち指定する1日 （予定）	人物試験（集団討論）	全試験区分	山形市	
	人物試験（個別面接1・2）	行政		
	人物試験（個別面接）	行政以外		

8 各試験種目の配点

次表のとおりである。

英語・中国語・韓国語の外国語試験で一定以上のスコア等を有する者に外国語資格加点を行う。

なお、第1次試験合格者は、第1次試験の試験種目についての結果に基づき決定し、最終合格者は、第2次試験の試験種目についての結果に基づき決定する。また、各試験種目に合格基準を定め、1つでも基準に達しないものがある場合には不合格とする。

(1) 行政の試験区分

第1次試験		第2次試験				
教養試験	専門試験	論文試験	人物試験			
			集団討論	個別面接1	個別面接2	外国語資格加点
150点	150点	100点	100点	100点	300点	20点

(2) 行政以外の試験区分

第1次試験		第2次試験			
教養試験	専門試験	論文試験	人物試験		
			集団討論	個別面接	外国語資格加点
150点	150点	100点	100点	300点	15点

9 採用候補者名簿及び採用方法

最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に記載され、採用はこの名簿に記載された者の中から行われる。

10 受験手続

受験希望者は、山形県及び県内市町村の電子申請のホームページ「やまがたe申請」(http://www.pref.yamagata.jp/online_ymg/shinsei/e-tetsuzuki99.html)により、令和元年5月10日（金）午前9時から同月30日（木）午後5時15分まで（期間内に受信したものに限り有効とする。）に申込みを行うものとする。

ただし、電子申請による手続ができない特段の事情がある場合は、令和元年5月22日（水）午後5時までに山形県人事委員会事務局の承認を受け、同月30日（木）までに郵送又は持参の方法により申込みを行うことができるものとする（郵送の場合は、同月30日（木）までの消印のあるものに限り、持参の場合は、閉庁日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日）を除く午前8時30分から午後5時15分までの間に限り受け付ける。）。

11 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問合せは、山形県人事委員会事務局に行うこと。
- (2) 受験に関する問合せを郵便で行う場合には、82円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封すること。
- (3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

別表

試験区分	出題分野
行政	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係、経営学
警察行政	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係、経営学
福祉・心理	社会福祉概論（社会保障を含む。）、社会学概論、心理学概論、一般心理学（心理学史、発達心理学、社会心理学を含む。）、応用心理学（教育心理学・産業心理学・臨床心理学）、社会調査、調査・研究法、統計学
総合土木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料・施工、農業水利・土地改良・農村環境整備、農業土木構造物
建築	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工
化学	数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学
一般農業（農業）	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壌肥科学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般、食品科学、家政学一般、農村計画
一般農業（畜産）	栽培学汎論、作物学、土壌肥科学、農業経済一般、食品科学、家畜育種学、家畜繁殖学、家畜生理学、家畜飼養学、家畜栄養学、飼料学、家畜管理学、畜産物利用学、畜産経営一般
林業	森林政策・森林経営学、造林学（森林生態学、森林保護学を含む。）、林業工学、林産一般、砂防工学
水産	水産事情・水産経済・水産法規、水産環境科学、水産生物学、水産資源学、漁業学、増養殖学、水産化学、水産利用学
電気	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学
電子	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学
機械	数学・物理、材料力学、流体力学、熱力学、電気工学、機械力学・制御、機械設計、機械材料、機械工作
工業化学	数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学
農芸化学	物理化学、分析化学、無機化学、有機化学、生物化学、土壌学・植物栄養学、食品科学、応用微生物学

山形県人事委員会告示第2号

令和元年度山形県職員採用試験を次のとおり実施する。

令和元年5月10日

山形県人事委員会
委員長 安孫子 俊彦

- 1 試験の種類
山形県職員採用試験（高校卒業程度）
- 2 試験区分及び採用予定人員
次表のとおりである。

試験区分	採用予定人員	試験区分	採用予定人員
行政	約 5 名	総合土木	若干名
警察行政	若干名		

- 3 試験の程度
高等学校卒業程度
- 4 対象となる職
行政職給料表の職務の級1級の職又はこれに相当する職

- 5 給与
この試験に合格し採用された者が、山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号）の適用を受ける場合の給料は原則として次表のとおりである。このほか、同条例等の定めるところにより諸手当が支給される。
なお、公営企業の管理者が定める職に採用された場合もこれとほぼ同額の給料及び諸手当が支給される。

適用給料表	給料
行政職給料表	1級5号給

- 6 受験資格
平成10年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者。ただし、次のいずれかに該当する者は受験できない。
(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は令和2年3月31日までに卒業見込みの者
(2) 人事委員会が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者
(3) 日本の国籍を有しない者
(4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定に該当する者

- 7 試験日、試験種目及び実施する試験区分、試験地、合格者発表
(1) 第1次試験
次表のとおりである。
なお、専門試験の出題分野は別表のとおりである。

試験日	試験種目及び実施する試験区分		試験地	合格者発表
9月29日（日）	教養試験（多肢選択式）	全試験区分	山形市 三川町	10月7日（月） 合格者の試験区分及び受験番号を山形県庁屋外掲示板に掲示して発表するほか、合格者には書面で通知する。
	専門試験（多肢選択式）	総合土木のみ		

(2) 第2次試験

次表のとおりである。

試験日	試験種目及び実施する試験区分	試験地	合格者発表
10月14日（月） （予定）	作文試験	全試験区分 山形市	11月中旬 合格者の試験区分及び受験番号を山形県庁屋外掲示板に掲示して発表するほか、第2次試験受験者全員に書面で可否を通知する。
	人物試験（適性検査）		
10月24日（木）～ 11月1日（金）の うち指定する1日 （予定）	人物試験（個別面接）		

8 各試験種目の配点

次表のとおりである。

なお、第1次試験合格者は、第1次試験の試験種目についての結果に基づき決定し、最終合格者は、第2次試験の試験種目についての結果に基づき決定する。また、各試験種目に合格基準を定め、1つでも基準に達しないものがある場合には不合格とする。

試験種目 試験区分	第1次試験		第2次試験	
	教養試験	専門試験	作文試験	人物試験（個別面接）
行政、警察行政	300点	—	100点	400点
総合土木	150点	150点	100点	400点

9 採用候補者名簿及び採用方法

最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に記載され、採用はこの名簿に記載された者の中から行われる。

10 受験手続

受験希望者は、山形県及び県内市町村の電子申請のホームページ「やまがたe申請」(http://www.pref.yamagata.jp/online_ymg/shinsei/e-tetsuzuki99.html)により、令和元年8月9日（金）午前9時から9月6日（金）午後5時15分まで（期間内に受信したものに限り有効とする。）に申込みを行うものとする。

ただし、電子申請による手続ができない特段の事情がある場合は、令和元年8月29日（木）午後5時までに山形県人事委員会事務局の承認を受け、9月6日（金）までに郵送又は持参の方法により申込みを行うことができるものとする（郵送の場合は、9月6日（金）までの消印のあるものに限り、持参の場合は、閉庁日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日）を除く午前8時30分から午後5時15分までの間に限り受け付ける。）。

11 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問合せは、山形県人事委員会事務局に行うこと。
- (2) 受験に関する問合せを郵便で行う場合には、82円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封すること。
- (3) 採用予定人員、試験日等は変更される場合がある。その他、試験の詳細及び変更点については、令和元年8月9日（金）に配布開始となる受験案内を参照すること。

別表

試験区分	出題分野
総合土木	数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学（構造力学、水理学、土質力学）、土木構造設計、農業土木設計、水循環、測量、社会基盤工学、土木施工、農業土木施工

山形県人事委員会告示第3号

令和元年度山形県市町村立学校事務職員採用試験を次のとおり実施する。

令和元年5月10日

山 形 県 人 事 委 員 会
委 員 長 安 孫 子 俊 彦

- 1 試験の種類
山形県市町村立学校事務職員採用試験
- 2 試験区分及び採用予定人員
次表のとおりである。

試験区分	採用予定人員
小・中学校事務Ⅰ	約 15 名
小・中学校事務Ⅱ	約 5 名

- 3 試験の程度
高等学校卒業程度
- 4 対象となる職
行政職給料表の職務の級1級の職のうち、市町村立学校事務職員の職
- 5 給与

この試験に合格し採用された者が、山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号）の適用を受ける場合の給料は原則として次表のとおりである。このほか、同条例等の定めるところにより諸手当が支給される。

適用給料表	給料
行政職給料表	1級5号給

- 6 受験資格
次表のとおりである。

試験区分	受験資格
小・中学校事務Ⅰ	平成10年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者
小・中学校事務Ⅱ	昭和55年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者

（注）下記のいずれかに該当する者は受験できない。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は令和2年3月31日までに卒業見込みの者
- (2) 人事委員会が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者

(3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定に該当する者

7 試験日、試験種目、試験地、合格者発表

(1) 第1次試験

次表のとおりである。

試験日	試験種目	試験地	合格者発表
9月29日（日）	教養試験（多肢選択式）	山形市 三川町	10月7日（月） 合格者の試験区分及び受験番号を山形県庁屋外掲示板に掲示して発表するほか、合格者には書面で通知する。

(2) 第2次試験

次表のとおりである。

試験日	試験種目	試験地	合格者発表
10月14日（月） （予定）	作文試験	山形市	11月中旬 合格者の試験区分及び受験番号を山形県庁屋外掲示板に掲示して発表するほか、第2次試験受験者全員に書面で可否を通知する。
	人物試験（適性検査）		
10月24日（木）～ 11月1日（金）の うち指定する1日 （予定）	人物試験（個別面接）		

8 各試験種目の配点

次表のとおりである。

なお、第1次試験合格者は、第1次試験の試験種目についての結果に基づき決定し、最終合格者は、第2次試験の試験種目についての結果に基づき決定する。また、各試験種目に合格基準を定め、1つでも基準に達しないものがある場合には不合格とする。

第1次試験	第2次試験	
教養試験	作文試験	人物試験（個別面接）
300点	100点	400点

9 採用候補者名簿及び採用方法

最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に記載され、採用はこの名簿に記載された者の中から行われる。

10 受験手続

受験希望者は、山形県及び県内市町村の電子申請のホームページ「やまがたe申請」（http://www.pref.yamagata.jp/online_ymg/shinsei/e-tetsuzuki99.html）により、令和元年8月9日（金）午前9時から9月6日（金）午後5時15分まで（期間内に受信したものに限り有効とする。）に申込みを行うものとする。

ただし、電子申請による手続ができない特段の事情がある場合は、令和元年8月29日（木）午後5時までに山形県人事委員会事務局の承認を受け、9月6日（金）までに郵送又は持参の方法により申込みを行うことができるものとする（郵送の場合は、9月6日（金）までの消印のあるものに限り、持参の場合は、閉庁日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日）を除く午前8時30分から午後5時15分までの間に限り受け付ける。）。

11 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問合せは、山形県人事委員会事務局に行うこと。
- (2) 受験に関する問合せを郵便で行う場合には、82円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封すること。
- (3) 試験の詳細については、令和元年8月9日（金）に配布開始となる受験案内を参照すること。

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県ホームページシステム再構築業務の調達について、一般競争入札（総合評価落札方式）を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和元年5月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
- (2) 日時 令和元年6月20日（木） 午前11時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県ホームページシステム再構築業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和2年12月10日まで
- (4) 履行場所 仕様書による。
- (5) 予定価格 55,527,670円
- (6) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

(1)から(7)までに掲げる要件を全て満たす者であること。ただし、共同企業体にあつては、(8)から(11)までに掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成31年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成31年2月8日付け県公報第3018号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (5) 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関してJIS Q 27001（ISO/IEC27001）の基準に適合することにより認証を受けていること又はJIS Q 15001の基準に適合することによりプライバシーマークの使用許諾を受けていること。

- (6) 過去7年以内に国、都道府県又は地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市において、組織全体の公式ホームページシステムを構築若しくは再構築した実績又は同等の実績（共同企業体の構成員として当該システムを構築若しくは再構築した実績又は同等の実績を含む。）があること。
 - (7) 共同企業体の構成員として本件入札に参加していないこと。
 - (8) 共同企業体の全ての構成員が(1)から(4)までの要件を満たしていること。
 - (9) 共同企業体のいずれかの構成員が(5)及び(6)の要件を満たしていること。
 - (10) 共同企業体は、自主結成されたものであり、共同企業体協定書を締結していること。
 - (11) 共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。
- 4 総合評価落札方式に関する事項
- この入札は、次に掲げるところにより、入札価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式により行い、詳細は、この公告及び入札説明書によるものとする。
- (1) 総合評価の方法
 - イ 入札価格の評価方法 入札価格の評価は次の算式により算出した数値によるものとし、当該数値を入札価格評価点とする。
$$\text{入札価格評価点（1点未満切捨て）} = \{1 - (\text{入札価格} / \text{入札書比較価格})\} \times 200$$
 - ロ 価格以外の要素の評価方法 価格以外の要素の評価は、価格以外の要素として入札者に求める提案（以下「業務提案」という。）の内容の評価によるものとし、評価項目ごとに落札者決定基準に従って評価を行い、その評価に応じ、各評価項目の配点の上限の範囲内で、業務提案評価点を付与する。
 - ハ 入札価格評価点及び業務提案評価点の配分 点数については2,000点満点とし、うち入札価格評価点を200点、業務提案評価点を1,800点とする。
 - ニ 総合評価点の算出方式 入札価格評価点及び業務提案評価点の合計を総合評価点とする。
- (2) 落札者の決定の方法 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内の価格をもって入札した者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者とする。この場合、入札結果は、後日、書面で通知する。
 - (3) 入札参加者の欠格 業務提案の内容を記載する書類（以下「業務提案書」という。）を提出しない者、指定された項目の記載をしない者及び業務提案書に虚偽の記載をした者は、3に掲げる要件を満たす者であっても、この入札の参加資格を失う。
- 5 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等
山形市松波二丁目8番1号 山形県総務部広報広聴推進課県政広報担当
電話番号023(630)2089
- 6 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
 - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 7 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を令和元年5月22日（水）午後3時までに山形県総務部広報広聴推進課県政広報担当に提出するとともに、併せて3の(5)及び(6)に係る事項を証明する書類（共同企業体にあつては、3の(9)及び(10)に係る事項を証明する書類）を提出すること。
 - (2) この入札は、山形県低入札価格調査制度実施要綱の規定による低入札価格調査制度を適用する。
 - (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。
 - (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Reconstruction of the Yamagata Prefectural Government's Homepage system: 1 set
- (2) Time-limit for tender: 11:00 A.M. June 20, 2019
- (3) Contact point for the notice: Public Information Broadcasting Promotion Division, General Affairs Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023 (630) 2089

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県大規模システム統合基盤への給与等システム移行業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和元年5月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁総務部総務厚生課内（6階）
- (2) 日時 令和元年6月20日（木） 午前10時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県大規模システム統合基盤への給与等システム移行業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和2年12月31日まで
- (4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

(1)から(6)までに掲げる要件を全て満たす者であること。ただし、共同企業体にあつては、(7)から(11)までに掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成31年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成31年2月8日付け県公報第3018号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (5) 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関してJIS Q 27001（ISO/IEC27001）の基準に適合することによる認証を受けていること。
- (6) 共同企業体の構成員として本件入札に参加していないこと。
- (7) 共同企業体の全ての構成員が(1)から(4)までの要件を満たしていること。

- (8) 共同企業体の全ての構成員が(5)の要件を満たしていること。
 - (9) 共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。
 - (10) 共同企業体は、自主結成されたものであり、共同企業体協定書を締結していること。
 - (11) 共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等
山形市松波二丁目8番1号 山形県総務部総務厚生課業務システム担当
電話番号023(630)2923
 - 5 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 免除する。
 - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
 - 6 入札の無効
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
 - 7 落札者の決定の方法
規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
 - 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - 9 その他
 - (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を令和元年6月7日（金）午後4時まで山形県総務部総務厚生課業務システム担当に提出するとともに、併せて3の(5)に係る事項を証明する書類（共同企業体にあつては、3の(8)から(10)までに係る事項を証明する書類）を提出すること。
 - (2) この入札は、山形県低入札価格調査制度実施要綱の規定による低入札価格調査制度を適用する。
 - (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。
 - (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
 - (5) 詳細については入札説明書による。
 - 10 Summary
 - (1) Nature and quantity of the services to be required: Migration of the Yamagata Prefectural information system for personnel, wages and benefits to the Government's mission-critical system integration infrastructure: 1 set
 - (2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. June 20, 2019
 - (3) Contact point for the notice: Public Welfare Division, General Affairs Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023(630)2923

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和元年5月10日

山形県環境科学研究センター所長 佐藤 貢 一

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び予定数量
山形県環境科学研究センターで使用する電力の供給
契約電力243キロワット、使用電力量660,202キロワットアワー
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県環境科学研究センター総務課 村山市榎岡笛田三丁目2番1号 電話番号0237(52)3121

- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成31年3月20日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
株式会社やまがた新電力 山形市平清水一丁目1番75号
- 5 随意契約に係る契約金額
(契約電力に対する単価)

期 間	基本料金単価（1kwにつき）
平成31年4月1日～令和元年9月30日	1,598.18円
令和元年10月1日～令和4年3月31日	1,627.77円

(使用電力量に対する単価)

期 間		電力量料金単価（1kwhにつき）
平成31年4月1日～令和元年9月30日	夏季	16.51円
	その他季	15.34円
令和元年10月1日～令和4年3月31日	夏季	16.81円
	その他季	15.62円

- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号該当

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第41条の規定により、狩猟免許試験を次のとおり実施する。

令和元年5月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 試験の期日及び場所

期 日	場 所
令和元年7月13日（土）	庄内総合支庁
同 年8月24日（土）	置賜総合支庁（本庁舎）
同 年9月7日（土）	山形県庁
同 年9月20日（金）	村山総合支庁西村山地域振興局 ※わな猟免許限定

- 2 時 間
午前9時から午後5時30分まで
- 3 受験資格
県内に住所を有する者で、令和元年度において狩猟免許を受けようとするもの。ただし、受験日において網猟免許及びわな猟免許にあっては18歳未満、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許にあっては20歳未満の者を除く。
- 4 受験手続

(1) 提出書類

イ 狩猟免許申請書

ロ 次のいずれにも該当しない旨の医師の診断書（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項の規定による銃砲の所持の許可を受けている者にあつては当該許可証の写し）

(イ) 統合失調症、そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）、てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）その他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている者

(ロ) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

(ハ) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（(イ)及び(ロ)に該当する者を除く。）

ハ 写真（申請前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの寸法で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）1枚

(2) 提出先

山形県環境エネルギー部みどり自然課（山形市松波二丁目8番1号）

(3) 提出期間

イ 7月13日に実施する試験を受験する場合 6月17日（月）から7月1日（月）まで

ロ 8月24日に実施する試験を受験する場合 7月29日（月）から8月9日（金）まで

ハ 9月7日に実施する試験を受験する場合 8月13日（火）から同月26日（月）まで

ニ 9月20日に実施する試験を受験する場合 8月27日（火）から9月9日（月）まで

5 その他

詳細については、環境エネルギー部みどり自然課に問い合わせること。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第51条第2項及び第4項の規定により、狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習を次のとおり実施する。

令和元年5月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 適性試験及び講習の期日及び場所

期 日	場 所	受験者の居住地
令和元年7月16日（火）	置賜総合支庁西置賜地域振興局	主に西置賜地域の市町
同 年7月17日（水）	置賜総合支庁（本庁舎）	主に東南置賜地域の市町
同 年7月29日（月）	最上総合支庁	主に最上総合支庁管内の市町村
同 年8月16日（金）	庄内総合支庁	主に庄内総合支庁管内の市町
同 年8月28日（水）	村山総合支庁（本庁舎）	主に村山総合支庁管内の市町
同 年9月13日（金）	村山総合支庁（本庁舎）	県内の全市町村

2 受験資格

県内に住所を有し、有効期限が令和元年9月14日の狩猟免許を所持する者

3 受験手続

狩猟免許更新申請書に次の書類（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項の規定による銃砲の所持の許可を受けている者にあつては当該許可証の写し及び第2号に掲げる書類）を添えて、試験等の日の10日前までに居住地を所管する総合支庁に提出すること。

(1) 次のいずれにも該当しない旨の医師の診断書

イ 統合失調症、そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）、てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）その他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている者

ロ 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

ハ 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（イ及びロに該当する者を除く。）

(2) 写真（申請前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの寸法で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）1枚

4 その他

詳細については、各総合支庁保健福祉環境部環境課に問い合わせること。

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和元年5月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 随意契約に係る物品等の名称及び予定数量

山形県工業技術センター庁舎に係る電力の供給

契約電力399キロワット、使用電力量1,414,689キロワットアワー

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県工業技術センター 総務課

山形市松栄二丁目2番1号 電話番号023(644)3222

3 随意契約の相手方を決定した日 平成31年3月22日

4 随意契約の相手方の名称及び所在地

株式会社やまがた新電力 山形市平清水一丁目1番75号

5 随意契約に係る契約金額

(契約電力に対する単価)

期 間	基本料金単価（1kwにつき）
平成31年4月1日～令和元年9月30日	1,598.18円
令和元年10月1日～令和2年3月31日	1,627.77円

(使用電力量に対する単価)

期 間	電力量料金単価（1kwhにつき）
平成31年4月1日～令和元年9月30日	夏季 16.51円
	その他季 15.34円
令和元年10月1日～令和2年3月31日	その他季 15.62円

6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約

7 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号該当

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和元年5月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び予定数量
山形県高度技術研究開発センター庁舎に係る電力の供給
契約電力535キロワット、使用電力量1,205,215キロワットアワー
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県高度技術研究開発センター 総務調整課
山形市松栄二丁目2番1号 電話番号023(644)3222
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成31年3月22日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
株式会社やまがた新電力 山形市平清水一丁目1番75号
- 5 随意契約に係る契約金額
(契約電力に対する単価)

期 間	基本料金単価（1kwにつき）
平成31年4月1日～令和元年9月30日	1,598.18円
令和元年10月1日～令和2年3月31日	1,627.77円

(使用電力量に対する単価)

期 間		電力量料金単価（1kwhにつき）
平成31年4月1日～令和元年9月30日	夏季	16.51円
	その他季	15.34円
令和元年10月1日～令和2年3月31日	その他季	15.62円

- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号該当

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和元年5月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
山形県流域下水道事業公営企業会計システムに係る機器等及びデータセンターの賃貸借サービス
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県県土整備部下水道課流域下水道管理担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号 023(630)2103
- 3 落札者を決定した日 平成31年4月10日
- 4 落札者の名称及び所在地
株式会社YCC情報システム 山形市松波四丁目5番12号
- 5 落札金額 4,920,000円

- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日
平成31年3月1日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和元年5月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る物品等の名称及び予定数量
山形県広報誌「県民のあゆみ」 年間予定数量 2,465,400部（年6回発行）
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県会計局会計課調達担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2718
- 3 落札者を決定した日 平成31年3月28日
- 4 落札者の名称及び所在地
藤庄印刷株式会社 山形市あこや町三丁目18番30号
- 5 落札金額 1部当たり13.3円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日
平成31年2月19日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和元年5月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る物品等の名称及び予定数量
 - (1) A重油 55,000リットル
 - (2) 灯油（大型タンクローリー車納入分） 488,000リットル
 - (3) 灯油（中型タンクローリー車納入分） 100,000リットル
 - (4) 灯油（ドラム缶納入分） 17,000リットル
 - (5) ガソリン（レギュラー）（大型タンクローリー車納入分） 24,000リットル
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県会計局会計課調達担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2723
- 3 落札者を決定した日 平成31年4月17日
- 4 落札者の名称及び所在地
野口鉱油株式会社 天童市鎌田一丁目13番1号
- 5 落札金額
1の(1)から(5)までのそれぞれについて次のとおり。
 - (1) 72.900円
 - (2) 74.520円
 - (3) 74.520円
 - (4) 79.920円
 - (5) 126.360円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日
平成31年3月5日

令和2年度採用山形県公立学校教員選考試験を次のとおり実施する。

令和元年5月10日

山 形 県 教 育 委 員 会

教 育 長 菅 間 裕 晃

1 選考を行う校種・職、教科・科目、選考区分及び採用見込数

校 種 ・ 職		教 科 ・ 科 目		選 考 区 分				採用見込数		
小 学 校 教 諭				一般選考	講 師 等 特 別 選 考	現 職 教 員 特 別 選 考	教 職 大 学 院 修 了 見 込 者 特 別 選 考	※ 障 が い 者 特 別 選 考	約190名	
中 学 校 教 諭		国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭		一般選考					一般選考及び社会人特別選考	約90名
		英語								
特別支援学校	小学部教諭								一般選考	約30名
	中学部教諭		国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭						一般選考	
			英語						一般選考及び社会人特別選考	
	高等部	教諭	理療						一般選考	
助教諭		理療		一般選考						
高等学校	教 諭		国語、「世界史・日本史」、公民、数学、物理、化学、保健体育、美術、家庭、農業、商業						一般選考	約40名
			英語、機械、電気、工業化学、看護						一般選考及び社会人特別選考	
	助 教 諭		機械、電気、工業化学		一般選考及び社会人特別選考					
養 護 教 諭				一般選考	約30名					
栄 養 教 諭				一般選考	若干名					
※ 障 が い 者 特 別 選 考		上記の全ての校種・職を対象に、一般選考、社会人特別選考、講師等特別選考、現職教員特別選考及び教職大学院修了見込者特別選考とは別に選考する。採用見込数は約10名とし、校種・職ごとの採用見込数に含む。								

ス ポ ー ツ 特 別 選 考	高等学校保健体育の教諭を対象に、一般選考、社会人特別選考、講師等特別選考、現職教員特別選考及び教職大学院修了見込者特別選考とは別に選考する。採用見込数は若干名とし、高等学校の採用見込数に含まない。
-----------------	--

- (注) 1 選考試験合格者のうち、日本国籍を有しない者は、任用期限を付さない常勤講師として任用するものとする。
- 2 小学校及び特別支援学校小学部の両方の志願資格を有する者で、小学校及び特別支援学校小学部の両方を志願する者は、いずれか一方を第2志望として併願することができる。
- 3 中学校及び特別支援学校中学部の両方の志願資格を有する者で、中学校及び特別支援学校中学部の両方を志願する者は、同一教科について受験する場合に限り、いずれか一方を第2志望として併願すること

とができる。

- 4 特別支援学校中学部を志願した者であっても、特別支援学校高等部に採用する場合がある。
- 5 小学校には義務教育学校前期課程を、中学校には義務教育学校後期課程を含む。

2 志願資格

(1) 全ての志願者に共通する資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の欠格条項に該当しない者

(2) 選考区分ごとの資格

① 一般選考の志願者の資格

それぞれの校種の教諭の普通免許状*、養護教諭の普通免許状若しくは栄養教諭の普通免許状を有する者又は令和2年3月31日までにこれらの免許状を取得する見込みの者。

なお、各普通免許状は、令和2年4月1日時点で有効なものとする。

高等学校の機械、電気及び工業化学の助教諭の志願者にあつては、大学（短期大学を除く）において、それぞれの科目に係る正規の課程を修めて卒業した者又は令和2年3月31日までに卒業見込みの者とする。また、特別支援学校高等部助教諭の志願者にあつては、あん摩マッサージ指圧師免許及びきゅう師免許を有する者又は令和2年3月31日までにこれらの免許を取得する見込みの者とする。

* 特別支援学校小学部及び中学部においては、特別支援学校教諭、盲、聾又は養護学校教諭の普通免許状に加えて当該学部の教諭の普通免許状

* 特別支援学校高等部においては、盲学校特殊教科教諭（理療）又は特別支援学校自立教科教諭（理療）の普通免許状

② 社会人特別選考の志願者の資格（イ及びロに該当する者。ただし、看護の志願者で看護の教員免許状を有しない者はイ及びハに該当する者）

イ 令和2年3月31日時点で、志望する教科・科目と関連する実務経験（学校教育に直接携わる業務を除く）を5年以上継続して有する者又は有する見込みの者

ロ それぞれの校種の令和2年4月1日時点で有効な教諭の普通免許状を有する者又は令和2年3月31日までにこれらの免許状を取得する見込みの者

また、高等学校の機械、電気及び工業化学の志願者にあつては、大学（短期大学を除く）において、それぞれの科目に係る正規の課程を修めて卒業した者又は令和2年3月31日までに卒業見込みの者

ハ 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5号第1項各号のいずれにも該当しない者で、高等学校以上の学歴及び看護師の免許証を有する者。ただし、第二次選考試験合格後、教育職員検定に合格し、特別免許状を授与される必要がある。

③ 講師等特別選考の志願者の資格（イ、ロ、ハ及びニの全てに該当する者）

イ 一般選考の志願者の資格と同じ

ロ 昭和55年4月2日以降生まれの者

ハ 山形県内の国立大学法人附属学校並びに山形県内の公立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において、志願する校種・職、教科で、常勤の職（講師、助教諭、養護助教諭）又は山形県内の国立大学法人附属学校及び山形県教育委員会が任命した週30時間以上勤務する非常勤講師として勤務した経験のある者又は勤務している者

ニ 平成26年4月1日から平成31年4月30日までの期間内で、志願する校種・職、教科において通算13か月以上勤務した経験のある者。ただし、特別支援学校を志願する場合は、学部を問わず、通算することができる。

また、小学校、中学校と特別支援学校の併願を希望する者は、通算13か月以上の勤務経験のうち、志願校種において通算12か月以上勤務した経験のある者

④ 現職教員特別選考の志願者の資格（イ、ロ及びハの全てに該当する者）

イ 一般選考の志願者の資格と同じ

ロ 昭和55年4月2日以降生まれの者

ハ 令和2年3月31日時点で、本県以外において、志願する校種・教科・科目又は養護教諭・栄養教諭の職で、国立大学法人附属学校並びに公立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の正式採用教員として、3年以上継続して在職している者。

なお、正式採用教員とは期限を付さないで採用された者をいう。

⑤ 教職大学院修了見込者特別選考の志願者の資格（イ及びロに該当する者）

イ 一般選考の志願者の資格と同じ

ロ 平成30年4月から教職大学院に在籍し、令和2年3月に修了見込みの者で、平成29年度以降実施した山形県公立学校教員選考試験に合格した者。ただし、合格した校種・教科・科目又は養護教諭・栄養教諭の職についてのみ志願できる。

⑥ 障がい者特別選考の志願者の資格（イ及びロに該当する者）

イ 一般選考の志願者の資格と同じ

ロ 次の(イ)～(ハ)に掲げる手帳等（受験申込日及び受験日当日において有効であるもの）の交付を受けている者

(イ) 身体障害者手帳（1級～6級）の交付を受けている者又は都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）若しくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障がいについては、指定医によるものに限る。）の交付を受けている者

(ロ) 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳の交付を受けている者又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる知的障がい者であることの判定書の交付を受けている者

(ハ) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

※ 精神障害者保健福祉手帳には有効期限があり、有効期限の更新手続には時間を要するので、注意すること。

⑦ スポーツ特別選考の志願者の資格（イ、ロ及びハの全てに該当する者）

イ 一般選考の志願者の資格と同じ

ロ 昭和49年4月2日以降生まれの者

ハ ホッケー、ソフトテニス、体操（新体操）及びフェンシングの競技種目において、次の(イ)～(ハ)のいずれかに該当する者

(イ) 高等学校卒業後、国際大会（オリンピック、世界選手権、アジア大会等）に日本代表で出場した者

(ロ) 上記(イ)の者をその大会の出場に際して直接指導した実績を有する者

(ハ) 全国高等学校総合体育大会等で3位以上の成績を収めた者をその大会の出場に際して直接指導した実績を有する者

志願資格について、虚偽の申告があった場合又は令和2年4月1日時点で有効な免許状を取得していない者は、採用無効となる。

3 加点制度

(1)の①～⑩に該当する者で加点を希望する者は、「加点申請書」及び(2)に示した必要書類を提出することにより、第一次選考試験の得点に20点を上限として加点を行う。

(1) 加点一覧

	対象	要件	加点
①	小学校教諭	中学校教諭又は高等学校教諭の「理科」「音楽」又は「英語」の普通免許状を共に有する者又は取得する見込みの者	5点
②	中学校教諭	受験する教科以外の教科における中学校教諭の普通免許状を共に有する者又は取得する見込みの者	5点
③	特別支援学校教諭	複数の障がい種の特別支援学校教諭の普通免許状を有する者又は取得する見込みの者（「視覚」と「知肢病」又は「聴覚」と「知肢病」の組合せ）	5点
④	特別支援学校教諭	全ての障がい種の特別支援学校教諭の普通免許状を有する者又は取得する見込みの者（「視覚」「聴覚」及び「知肢病」の組合せ）	10点

⑤	小学校教諭、中学校教諭及び高等学校教諭	特別支援学校教諭の普通免許状を有する者又は取得する見込みの者	5点
⑥	高等学校教諭	受験する教科の普通免許状以外に、高等学校教諭の「情報」又は「福祉」の普通免許状を有する者又は取得する見込みの者	10点
⑦	高等学校教諭「世界史・日本史」	高等学校教諭の「公民」の普通免許状を有する者又は取得する見込みの者	5点
⑧	高等学校教諭「公民」	高等学校教諭の「地理歴史」の普通免許状を有する者又は取得する見込みの者	5点
⑨	小学校教諭及び特別支援学校小学部教諭	実用英語技能検定2級以上、TOEFLiBT 65点以上、又はTOEIC 600点以上のいずれかを取得している者	5点
⑩	中学校教諭「英語」、特別支援学校中学部「英語」及び高等学校教諭「英語」	実用英語技能検定準1級以上、TOEFLiBT 80点以上、又はTOEIC 730点以上のいずれかを取得している者	10点
⑪	全校種の教諭	司書教諭の資格を有する者	5点

(2) 必要書類

- ・①～⑧については、免許状の写し又は「教員免許状取得見込確認書」
- ・⑨及び⑩については、資格を証明する書類（主催団体が発行する公式認定書又は合格証明書）の写し。
なお、TOEFL及びTOEICは平成29年7月以降の取得に限る。
- ・⑪については、司書教諭講習修了証書の写し（取得する見込みは不可）
- ・各証明書の写しが改姓前の姓である場合には、改姓の事実がわかる書類の写し

(3) その他

該当免許状が令和2年3月31日までに取得できない場合には、加点が無効となり、採用が取り消される場合がある。

4 出願手続

(1) 志願書等の用紙の配布

令和元年5月10日（金）から教育庁教職員課教員採用担当（〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号）で配布する。郵送希望者は、返信用として郵便番号、宛先（宛名の下に「様」）を明記（速達希望の場合は「速達」と明記）し、140円切手（速達は420円）を貼った角形2号封筒（33cm×24cm）を同封して申し込むこと。

(2) 提出書類

① 第一次選考試験受験のため提出するもの（口とハは切り離さないこと）

- イ 志願書
- ロ 受験票
- ハ 体育実技試験選択希望記入票（体育の実技試験が必要な志願者のみ）
- ニ 受験者登録票
- ホ エントリーシート
- へ 返信用封筒（長形3号封筒 23.5cm×12cm）2通
返信用封筒は、のり付き（両面テープ貼付可）のものとする。また、郵便番号、宛先（宛名の下に「様」）を明記し、82円切手を貼ること。
- ト 障がい者特別選考で受験する場合は手帳等の写し
- チ 講師等特別選考で受験する場合は「職歴申告書」
- リ 現職教員特別選考で受験する場合は「在職証明書」（厳封親展）
- ヌ スポーツ特別選考で受験する場合は「スポーツ特別選考調書」及び実績を証明できる書類の写し
- ル 加点制度を利用する場合は「加点申請書」及び「加点申請書」に示されている必要書類

② 第二次選考試験受験のため提出するもの（校種、受験番号及び氏名を記入した角形2号封筒に入れ、第二次選考試験当日持参すること）

- イ 最終学歴に係る学校の成績証明書
- ロ 推薦書（厳封親展）

- ハ 志願する校種・職の免許状の写し又は免許状取得見込証明書
- ニ 返信用封筒（長形3号封筒 23.5cm×12cm）1通
返信用封筒は、のり付き（両面テープ貼付可）のものとする。また、郵便番号、宛先（宛名の下に「様」）を明記し、84円切手を貼ること。

「エントリーシート」、「職歴申告書」、「在職証明書」、「スポーツ特別選考調書」、「加點申請書」、「教員免許状取得見込確認書」及び「推薦書」は、山形県ホームページ <http://www.pref.yamagata.jp> から「資格・試験・採用」→「山形県公立学校教員の採用について」と進み、様式をダウンロードし、作成することができる（推薦書は第一次選考試験の結果発表後にホームページに掲載）。

(3) 志願書等の受付期間及び受付時間並びに提出先

受 付 期 間	受 付 時 間	提 出 先
令和元年5月13日（月）から 同 年5月24日（金）まで （土曜日及び日曜日を除く）	午前9時から 午後5時まで	〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号 山形県教育庁教職員課教員採用担当

- ① 出願は角形2号の封筒に入れて郵送又は持参とし、封筒の表に「志願書等（小、中、高、特支小、特支中、特支高、養教、栄教の別を記入すること）在中」と朱書すること。
- ② 郵送による出願は、必ず簡易書留とし、令和元年5月24日（金）までの消印のあるものに限り、受け付ける。

5 選考の方法

(1) 第一次選考試験

- ① 期日及び志願校種・職並びに試験会場
令和元年7月20日（土）及び7月21日（日）

志 願 校 種 ・ 職	試 験 会 場
<ul style="list-style-type: none"> ○ 小学校の教諭 ○ 特別支援学校小学部の教諭 ○ 中学校の保健体育の教諭 ○ 特別支援学校中学部の保健体育の教諭 ○ 高等学校の保健体育の教諭（スポーツ特別選考を含む） ○ 栄養教諭 	<p>山形中央高等学校 電話023(641)7311</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 中学校の音楽の教諭 ○ 特別支援学校中学部の音楽の教諭 	<p>7月20日：山形北高等学校 電話023(622)3505 7月21日：山形中央高等学校 電話023(641)7311</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 中学校の国語、社会、数学、理科、美術、家庭及び英語の教諭 ○ 特別支援学校中学部の国語、社会、数学、理科、美術、家庭及び英語の教諭 ○ 特別支援学校高等部の教諭及び助教諭 ○ 高等学校の国語、「世界史・日本史」、公民、数学、物理、化学、美術、英語、家庭、農業、商業、看護の教諭 ○ 高等学校の機械、電気、工業化学の教諭及び助教諭 ○ 養護教諭 	<p>上山明新館高等学校 電話023(672)1701</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 中学校の技術の教諭 ○ 特別支援学校中学部の技術の教諭 	<p>7月20日：山形県教育センター 電話023(654)2155 7月21日：上山明新館高等学校 電話023(672)1701</p>

② 試験科目及び内容

イ 集団討議（現職教員特別選考及びスポーツ特別選考を除く）

ロ 次により行う筆記試験及び実技試験

選考区分	試験内容		筆記試験		実技試験	
	志願校種・職					
一般選考	小学校教諭		教職教養・一般教養	小学校の全教科		・水泳（25メートル）※水中からのスタート
	中学校教諭		同上	出願した教科		○音楽 ・新曲視唱及び新曲視奏をすること。 ・中学校学習指導要領（平成29年3月告示）による歌唱共通教材のうちから任意の1曲を選び、伴奏譜によるピアノ演奏をすること（演奏譜は特に指定しない）。また、同様に任意の1曲（別の曲でも可）を選び、指揮をしながら歌うこと（伴奏なし）。 ・随意曲（歌曲又は器楽曲のうちの任意の1曲）を伴奏なしで演奏すること。ただし、歌曲を選択した者は、自分で伴奏しながら歌うことも可。なお、演奏する随意曲の楽譜と同じものを実技試験当日に提出すること（試験終了後返却）。 ○美術 ・当日指示するもの ○保健体育 ・水泳（50メートル） ・次の5領域から2領域選択 陸上競技、器械運動、球技（バレーボール、バスケットボール、サッカーのうち1種目）、武道（柔道、剣道のうち1種目）、ダンス ○技術 ・当日指示するもの ○家庭 ・当日指示するもの ○英語 ・英語による面接
	特別支援学校教諭及び助教諭		同上	小学部は全教科、中学部及び高等部は出願した教科		小学校教諭又は中学校教諭の実技試験の欄の記載に同じ
	高等学校	教諭	同上	出願した教科・科目 ○物理及び化学にあつては、理科全般にわたる基礎的内容を含む。 ○機械、電気及び工業化学にあつては、「工業技術基礎」及び「工業数理基礎」を含む。		○保健体育 ・中学校教諭の実技試験の欄の記載に同じ ○美術 ・当日指示するもの ○英語 ・英語による面接 ○家庭 ・当日指示するもの
		助教諭				
		養護教諭	同上	養護に関する専門科目		当日指示するもの
	栄養教諭	同上	食育及び学校給食に関する専門科目			

社会人特別選考 講師等特別選考	第一次選考試験において、「教職教養・一般教養」を「小論文」に代える。 その他は、一般選考と同じに行う。
現職教員特別選考	「教科・科目」及び「実技試験」（実技試験を課す教科及び職） ※小学校・特別支援学校小学部では実技試験を実施しない。
教職大学院修了見込者 特別選考	第一次選考試験を免除する。
障がい者特別選考	原則として一般選考と同じに行うが、申し出により障がいの種類や程度に応じた配慮を行う。
スポーツ特別選考	「小論文」及び「面接」

③ 日 程

選考区分		一般選考・障がい者特別選考				
志願校種・職 日 時		○小学校 ○特別支援学校 小学部	○中学校 ○特別支援学校 中学部 ○高等学校 ○特別支援学校 高等部 ○養護教諭 ○栄養教諭	社会人特別選考 講師等特別選考	現職教員 特別選考	スポーツ 特別選考
	7月20日(土)	午前8時30分	開場（受験者入口）			
	午前9時	集合完了（受験会場）				
	午前9時10分から 午前10時30分まで	教職教養・一般教養		小論文	/	小論文
	午前10時50分から 午後0時40分まで	教科・科目（小学校及び特別支援学校小学部を除き、実技試験を課す教科及び職は、午後0時20分まで）				面接
	午後1時50分から 午後5時まで	/	実技試験 （小学校及び特別支援学校小学部を除く実技試験を課す教科及び職）		/	/
7月21日(日)	午前9時から 午後5時まで	集団討議 実技試験（小学校及び特別支援学校小学部のみ） ※7月21日（日）の集合時刻については前日指示し、詳細については当日指示する。		/	/	/

7月20日（土）午後の実技試験の集合時刻については、志願する校種の教科・科目及び職ごとに当日指示する。

④ 当日持参するもの

- イ 受験票
- ロ 筆記用具（三角定規、コンパスを含む）
- ハ 内履き及び下足用ビニール袋
- ニ 高等学校商業の受験者は、電卓（プログラム機能付電卓は不可）
- ホ 高等学校機械、電気及び工業化学の受験者は、関数電卓（プログラム機能付電卓は不可）
- ヘ 実技受験者は、それぞれの教科・科目等に応じ、次に掲げるもの
 - 小学校及び特別支援学校小学部……水着、水泳帽子

- 保健体育……水着、水泳帽子、運動着及び運動靴（武道を選択する者はその用具）
- 音 楽……楽譜（随意曲の楽譜は提出）、楽器（ピアノ以外の楽器を使用する場合）
- 美 術……鉛筆、消しゴム、はさみ、カッターナイフ、直定規、三角定規、コンパス、画筆、水彩絵の具（固形タイプは不可）、パレット、筆ふき用スポンジ（布も可）、筆洗、実習衣
- 技 術……作業衣
- 家 庭……実習衣
- 養護教諭……運動着及び運動靴（内履き）

（注）必要に応じて、熱中症予防のための飲み物等を準備すること。

(2) 第二次選考試験（模擬授業等、個人面接1、個人面接2、実技試験、適性検査及び作文）

① 第一次選考試験合格者について行い、期日及び試験会場は、次のとおりとする。

なお、集合の日時等については、第一次選考試験に合格した者に通知する。

志 願 校 種	期 日	試 験 会 場
小学校及び 特別支援学校小学部	9月10日（火）及び9月11日（水）、 または9月11日（水）及び9月12日（木）	山形県教育センター 電話023(654)2155
中学校、特別支援学校中 学部、養護教諭及び栄養 教諭	9月11日（水）	
高等学校及び 特別支援学校高等部	9月12日（木）	

② 実技試験は、小学校教諭及び特別支援学校小学部教諭志願者のみに課す。

なお、実技試験は次のとおりとする。

イ 音楽は、小学校5、6学年学習指導要領による歌唱共通教材のうちから任意の1曲を選び、伴奏譜によるピアノ演奏をする。

なお、ピアノ演奏の伴奏譜は、特に指定しない。

ロ 英語は、英語による簡単な自己紹介と日常会話とする。

③ 教職大学院修了見込者特別選考の試験内容は、個人面接1、個人面接2、適性検査及び作文とする。

6 選考試験結果の発表及び通知

(1) 第一次選考試験の結果発表は8月29日（木）午後3時頃の予定。第二次選考試験の結果発表は10月10日（木）午後3時頃の予定。合格者の受験番号を山形県庁屋外掲示場に掲示し、本人にも合否結果を通知する。

また、合格者の受験番号を山形県のホームページにも掲載する。

(2) 選考試験の合否についての電話等による問合せには、一切応じない。

(3) 第一次選考試験の筆記試験、実技試験及び集団討議の得点、加点と総合ランク、第二次選考試験の模擬授業等、個人面接、実技試験及び作文の得点と総合ランクを、それぞれ受験者宛通知する。

7 配点、選考基準及び評価の観点

(1) 第一次選考試験の配点及び選考基準

試験内容		筆記試験		実技試験	集団討議	加 点	
		教職教養・ 一般教養	教科・科目				
志願校種・職							
○小学校 ○特別支援学校小学部		100点	100点	50点	50点	※	
○中学校 ○特別支援学校 中学部	実技試験を行わないもの		150点				
	実技試験を行うもの		100点	50点			
○高等学校 ○特別支援学校 高等部	実技試験を行わないもの		300点				
	実技試験を行うもの		200点	100点			
○養護教諭			100点	50点			
○栄養教諭			150点				
○スポーツ特別選考		小論文150点、面接300点			※		

※20点を上限とする

選考基準：筆記試験等の合計得点、集団討議の得点及び加点により選考する。

ただし、スポーツ特別選考は小論文の得点、面接の得点及び加点により選考する。

(2) 第二次選考試験の配点及び選考基準

試験内容	試験内容				
	模擬授業等	個人面接1	個人面接2	作文	実技試験
志願校種・職					
○小学校 ○特別支援学校小学部	150点	150点	100点	50点	50点
○中学校 ○特別支援学校中学部・高 等部					
○高等学校					
○養護教諭					
○栄養教諭					
○スポーツ特別選考					

選考基準：第一次選考試験の得点及び第二次選考試験の得点を基準とし、適性検査結果、資格・免許等を総合的に勘案し選考する。

(3) 評価の観点

- ① 集団討議及び個人面接では、「教師としての姿勢」「広い教養と豊かな感性」「高い倫理観」「教育への理解」等について評価する。
- ② 模擬授業等では、「構成力」「表現力」「対応力」等について評価する。
- ③ 小論文及び作文では、「課題把握」「文章構成・表現」等について評価する。
- ④ 実技試験では、「基本的な実技能力」「特技の程度」等について評価する。

8 留意事項

(1) 受験に際して特に配慮を必要とする者は、志願書の「受験に際して配慮を希望すること」の欄に具体的に記入すること。（障がい者特別選考の者は、必ず記入すること。）

（例）点字による案内・受験を希望する。車椅子の使用を希望する。

(2) 併願の場合を除き、いずれか一つの校種・職及び教科・科目に限って志願できる。

(3) 医師の指示により実技試験を受験することが困難な者は、その旨の診断書を当日持参すること。（障がい者特別選考の者は除く。）

(4) 試験会場の建物内では、ICレコーダーや携帯電話等、録音・録画・通信・通話のできる機器の電源を必ず切ること。

(5) 試験会場への自動車での来場及び試験会場付近での送迎車の駐停車は禁止する。

(6) 試験会場は敷地内禁煙とする。

(7) 不明な点については、山形県教育庁教職員課（電話023(630)2863、023(630)2864又は023(630)3406）の教員採用担当に問合せること。

なお、山形県ホームページ上でも試験等に関する情報を提供している。

令和元年5月10日印刷 発行所 山形県庁
令和元年5月10日発行 発行人 山形県